

2023年6月1日
慶應義塾大学
権丈善一

人

材確保が困難になる中、「年収の壁」が話題になっている。主婦パートなど短時間労働者の収入が一定額を超えると、社会保険料が発生して手取り収入が減少する。これを避けるため、就業調整が起きているという。

目下、指摘されている「壁」の1つは、年収106万円の被用者保険適用基準だ。例えば、従業員101人以上の企業で、週20時間以上働く主婦パートの年収が106万円を超えると厚生年金が適用される。そのため国民年金第3号被保険者として保険料を拠出してこなかった主婦パートには、厚生年金保険料の負担が生じる。これが「働き損」になるという。

しかし、保険料拠出による手取りの減少を「働き損」というのは誤りだ。厚生年金に加入すれば、

給付が上乘せされ、高齢期の防貧機能が高まる。最近の調査では、こうした点を知らずに就業調整する人が多いという。そうであれば、まずは年金広報の強化が必要だ。

もう1つの「壁」の指摘は、年収130万円の被扶養者認定基準である。従業員100人以下の企業で働く短時間労働者には厚生年金が適用されないが、主婦パートの年収が130万円を超えると、夫の社会保険の扶養対象から外れる。そして、主婦パートの週労働時間が30時間未満のままであれば、自営業者などが加入する国民年金に入るが、保険料負担による給付の充実はほとんどない。

しかし、週30時間未満の短時間労働者にも厚生年金を適用すれば、この課題は解決する。具体的には、厚生年金を適用する企業の範囲を

広げればよい。実際、適用対象となる企業の規模は、2024年10月から「従業員51人以上」に広がる。また、この企業規模要件は、法律上「当分の間」の経過措置なので、今後、同要件の撤廃が重要になる。

ところで、政府は人手不足に悩む企業の訴えを受けて、手取り減少に対して補助金の投入を検討しているもようだ。しかし、補助金投入は、給付増を受ける主婦パートへの優遇となり、不公平である。そうした中、慶応大学の権丈善一教授は、週20〜30時間の短時間労働者を対象にして、①厚生年金保険料は事業主負担のみで、給付は厚生年金の半分になる「厚生年金ハーフ」と、②通常どおり、労働者で保険料を拠出し、フルの給付を受ける「厚生年金フル」から選

択できる仕組みを提唱した。厚生年金ハーフを選択すれば、本人の保険料負担は生じないので、就業調整は起こらない。また、給付は半額なので、公平性も担保できる。何より人々は、選択制を通じて、保険料を拠出しなければ、高齢期の貧困リスクが高まることを認識する。この提案の重要な意義である。

厚生年金ハーフは、元々、厚生年金が適用されない週20時間未満の労働者向けに考えられてきた。現行制度では、週20時間未満労働者には厚生年金の事業主負担が生じない。このため、事業主が短時間労働者をより多く雇う誘因となっている。その結果、非正規労働者が増え、貧困や格差拡大がもたらされた。厚生年金ハーフには、こうした課題の是正も期待できる。

年収の壁と「厚生年金ハーフ」の重要性

経済を見る眼

藤森克彦

日本福祉大学
福祉経営学部教授



ふじもり・かつひこ 1965年生まれ。国際基督教大学教養学部卒業。同大学大学院行政学研究科修士課程修了。日本福祉大学にて博士号（社会福祉学）取得。2017年から現職。みずほリサーチ&テクノロジーズ主席研究員も務める。専門は社会保障政策。著書に『単身急増社会の希望』など。

撮影：黒形文隆

ニエースの核心

本誌コラムニスト 野村明弘

1 月23日、岸田文雄首相は施政方針演説で130万円な

どの「年収の壁」に言及、その見直しが政策課題として急浮上した。

年収の壁の議論自体は昔からある。例えば年収103万円の壁

(それを超えると所得税負担が発生)については30年以上前に配偶者特別控除制度が導入されたことで103万円を境に世帯年収手取り額が減ってしまう逆転現象(壁)は生じないようにしている。

現在の焦点は、主婦のパート労働者に社会保険料負担が発生する年収130万円(従業員101人以上の企業では106万円)の壁だ。その後の国会審議で岸田首相は、手取り額の減少(社会保険料負担分)を補助金支給で埋め合わせる案に前向きな姿勢を示した。

だが、社会保険料負担による手取り額減少は本当に「壁」なのか。税金と違い、社会保険負担には給付という明確な対価がある。年収130万円以下のパート主婦な

ら夫の被扶養者(第3号被保険者)として公的年金で受給できるのは

基礎年金のみだが、それを超える

と自ら社会保険料を負担する第2号被保険者となり、所得比例部分

の上乗せで年金受給額は増加する。

また健康保険でも、夫の被扶養者では得られない傷病・出産手当金(それぞれの理由で会社を休み

給与がなかった場合の補填)などの給付を手にすることができ

る。そうした保険給付獲得のために保険料を支払うことは一般的な財

やサービス(民間保険含む)を購入入することと同じだ。社会保険料

は給与天引きとはいえ、それを税金と同様、手取り額計算の控除対象にするのは適切なのだろうか。

波紋を呼ぶリポート

今回の問題急浮上の裏には、あるシンクタンクのリポートによる

政策キャンペーンの影響があると、霞が関かいわいではみられている。

そのリポートによれば、パート

労働者の時給は過去10年で2割上昇したが、年収の壁による主婦の

就業時間調整が平均労働時間を減少させ、パート労働者の年収の増

加率は3%台にとどまったという。

リポートは政策提言として、パート主婦の社会保険料負担を政府

が補填することを挙げる。そうすれば、パート主婦は労働時間を延

ばし年収手取り額を増やすため、人手不足の解消やインフレを乗り

越える消費回復が進むと主張する。

これに対して、リポートの粗さを指摘する声は多い。例えばパート労働者の平均労働時間が減少し

たことは事実だが、より詳細に分析している厚生労働省の白書「労働経済の分析」によれば、その大

きな要因として月間出勤日数が比較的少ない高齢のパート労働者の

増加があるという。しかし、先のシンクタンクのリポートではいっ

さい触れられていない。

また、リポートでは妻の年収103万円超で支給停止となる企業



Getty Images

何だかへんだぞ、「年収の壁」論議の急浮上

の家族手当(月1・7万円)も手

取り減少額の試算に入れているが、その根拠は2015年の厚労省調

査結果だ。その後、17年度税制改正時にも年収の壁の議論は高まっ

ていたため、配偶者控除は拡大(パート主婦の就業時間拡大要

因)し、経団連は家族手当の削減・廃止を提唱した。就業調整の必

要性は低下する方向に従来制度は変更されてきたが、これらの検証

もリポートでは行われていない。

今回、補助金待望の論議が高まった背景には、経済界での人手不

足と賃上げ圧力の高まりがある。しかし、人手不足の解消は待遇改

善など労働者確保の競争で対応するのが市場の規律であり、それこ

そが脱低賃金国家への道でもある。補助金で労働力を確保するなら、

企業に変革を求める圧力や賃上げ機運はしほむのではないか。